

構造適合性判定における追加検討等の事前審査について

[指定構造計算適合性判定機関]
一般財団法人 石川県建築住宅センター

建築確認申請の際に要する構造計算適合性判定について、設計者の負担軽減や業務の円滑化等のため、追加検討等(質疑・指摘事項等に対する回答または検討方針)の事前審査を受けることができることとします。

【 追加説明書等の事前審査方法 】

①設計者が希望する場合は、質疑・指摘事項等に対する正式回答を当センターに提出する前に書面にて提出し、追加説明書等の事前審査を受け付けます。

- ・「補正又は追加説明を求める事項等」の回答欄には、どのような検討を行い、結果どうだったのか。部材断面等に変更があったのか等について簡潔に記載して下さい。（「追加説明書の作成方法」を参考にして下さい。）

- ・事前審査の申請は、回答期限の原則4日程度前までとします。

②適判機関は追加説明書の事前審査を行い、審査結果は事前審査の申請者に回答します。

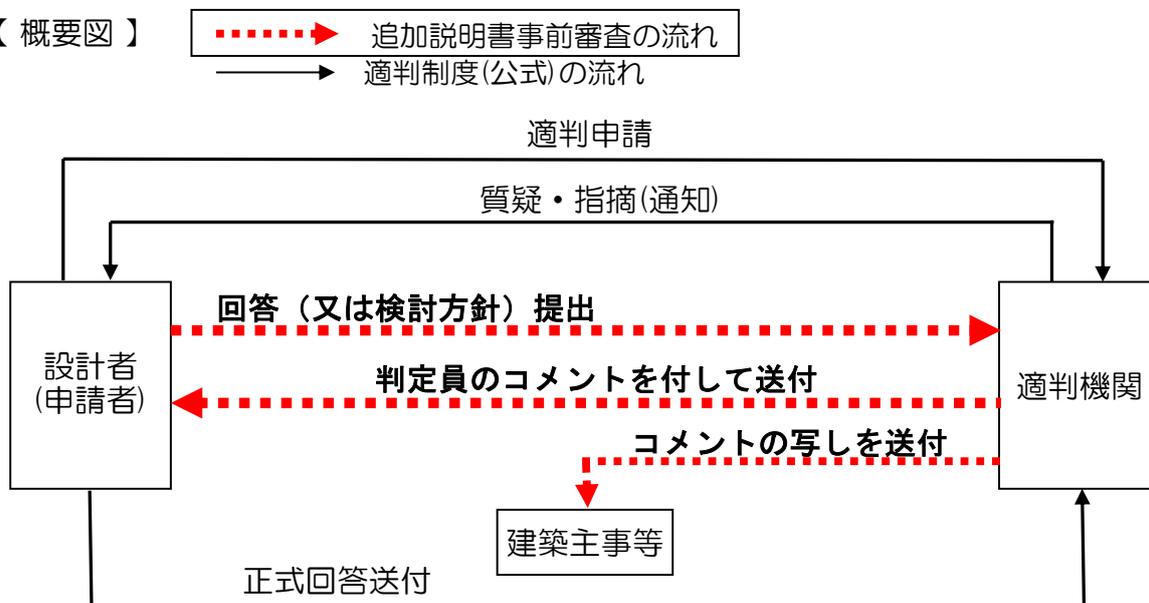
- ・建築主事等にはコメントの写しを送付します。

③質疑・指摘事項等に対する書面での内容確認(※1)への対応及び、適判機関が必要と認めた場合(※2)のヒアリング(面談等)を実施することがあります。

※1：設計者が指摘事項等を十分理解できない場合

※2：指摘事項に対する回答が的確でないものが多い場合等

【 概要図 】



【その他注意事項】

- ・追加説明書等の事前審査を希望する方は、設計者から(一財)石川県建築住宅センター宛に「追加検討等事前審査申請書」(様式-2)と追加説明書等1部を送付すること。